

質問・回答書

函館市

- ア 函館市施設の電力供給（従量電灯B相当）
 イ 函館市施設の電力供給（従量電灯C相当 その1）
 ウ 函館市施設の電力供給（従量電灯C相当 その2）

No.	入札件名	質問	回答
1	ア～ウ	入札書に記載する日付の指定はございますか。	指定の入札書に記載のとおり、令和8年9月4日です。
2	ア～ウ	複数施設の入札となりますが、ご契約は全施設の包括契約でしょうか。それとも、個別の契約でしょうか。 またグループ毎の包括であれば、グループ内訳をご提示ください。	ア～ウの入札案件毎の包括契約となり、施設の内訳は各仕様書別記一覧に記載のとおりです。
3	ア～ウ	契約期間中に建て替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の予定はございますか。 そうした事由が発生した場合、協議により、単価の見直しは可能でしょうか。	現在、予定はありません。 そうした事由が発生した場合、電力供給約款第9条第1項により甲乙協議のうえ本契約を変更する必要があるときは、変更契約により対応することとします。
4	ア～ウ	自家発補給契約はございますか。	該当ありません。
5	ア～ウ	燃料費等調整制度について開札日時時点で、当該地域の旧一般電気事業者が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますが、よろしいでしょうか。	電力供給約款第7条第2項第3号のとおりです。
6	ア～ウ	供給期間終了までの間に、燃料費等調整制度の見直しを行う際には、算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約単価の変更については、電力供給約款第9条第1項のとおり、甲乙協議のうえ必要があるときは変更契約により対応することとします。
7	ア～ウ	弊社では使用電力量が0kWhの場合は、基本料金の半額をお支払いいただきます。 最低月額料金は設けておりませんがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。 なお、本回答の該当施設は、「従量電灯C相当その1」中の南茅部河川公園となります。
8	ウ	【期中の約款変更に関する協議について】 次の場合に、契約期間満了前ならびに、落札後～契約締結前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合。 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要があるが生じた場合。 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合。	契約締結前であっても、開札後に落札額を変更することはできないため、契約締結後に電力供給約款第9条第1項により甲乙協議のうえ本契約を変更する必要があるときは、変更契約により対応することとします。

No.	入札件名	質問	回答
9	ウ	【託送料金の見直しについて①】 北海道管内の一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）が託送供給等約款を変更し、託送料金の改定を実施した場合、通知文書により託送料金 の見直し額を機動的に反映することは可能か。もしくは、覚書の締結が必要となるか。 （補足①） 託送料金については、送配電分離の下で一般送配電事業者により決定される費用であり、託送供給等約款の改定については、小売電気事業者にとって自らコントロールできない外生的かつ予測困難な費用となる。 （補足②） 2026年7月10日に一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）が経済産業大臣へ「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請を行っている。現段階では審査中のため、託送料金の改定幅など詳細が未確定ではあるものの、もし承諾となった場合は、同年11月1日から改定が実施されることになる。	電力供給約款第9条第1項のとおりとし、甲乙協議のうえ本契約を変更する必要があるときは、変更契約により対応することとします。
10	ウ	【託送料金の見直しについて②】 上記①の取り扱いについてご承諾いただけない場合は、改定幅を予測したものを単価に織り込む必要があるということか。	—
11	ウ	【仕様書に定めのない事項に関して】 各月の電気料金算定において、弊社が落札した場合に電力量料金の燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他条件について、弊社約款に応じていただくことは可能か。	電気料金の算定は、電気供給約款第7条のとおりです。 契約書に定めのない事項は、電力供給約款第18条により必要に応じて甲乙協議して定めることとします。
12	ウ	【ご請求情報の反映日について】 使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者（弊社）へ提供される検針結果（確定使用量データ等）にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までに「ほくでんエネモール」でのお知らせとなることを認めていただけるか。	検針結果の通知および請求書の発行についての期限はありません。 ただし、補足説明書に記載のとおり、検針結果の通知はWebにより使用電力量を確認できるものも可としますが、請求書は原則紙請求書による対応とします。
13	ウ	【工事予定について】 契約期間中に、契約に影響する工事の予定はあるか。	現在、予定はありません。
14	ウ	【廃止予定について】 契約期間満了時、または契約期間中に供給廃止となる施設はあるか。	現在、予定はありません。

No.	入札件名	質問	回答
15	ウ	【臨時精算金の取り扱いについて】 受電設備容量の増設などを起因とした契約電力増加から1年に満たないで需給契約が廃止または減少になった場合には、増加した契約電力に対して、臨時精算金が発生する場合があることを認めていただけるか。	契約書に定めのない事項は電力供給約款第18条により必要に応じて甲乙協議して定めることとします。
16	ウ	【延滞利息金について】 支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合（1日あたり約0.03%）で算定した延滞利息金が発生することに応じていただけるか。 なお、延滞利息金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額となる。	公示している契約書案・電力供給約款による契約が入札の条件となりますので、変更はできません。 遅延利息については電力供給約款第8条第3項のとおりです。
17	ウ	【契約電力決定方法について】 契約電力の決定方法は実量制契約となり、各月の契約電力については、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするが、この取り扱いに応じていただけるか。	各仕様書別記一覧に記載の契約電流または契約容量での契約となります。
18	ウ	【振込用紙の有料化の可能性について（時期未定）】 請求書や振込用紙などの書面発行（郵送）を継続する予定であるが、これらの書面を発行するサービスが、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となった場合、応じていただけるか。	補足説明書に記載のとおり、請求書発行・送付等の経費は電力供給約款第7条に規定する電気料金に含むものとし、請求書発行・送付等の経費を別途函館市へ請求することはできません。
19	ア～ウ	一般送配電事業者が託送料金等の価格改定が実施された場合、契約書案の第9条第1項に基づき、協議に応じて価格変更は可能でしょうか。	電力供給約款第9条第1項により甲乙協議のうえ本契約を変更する必要があるときは、変更契約により対応することとします。